

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

○札幌医科大学附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例……………（総務部総務課） 1

条 例

札幌医科大学附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 9 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

札幌医科大学附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例

（札幌医科大学附属病院使用料条例の一部改正）

第 1 条 札幌医科大学附属病院使用料条例（昭和25年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額及び同法第86条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「（大正11年法律第70号）」を削り、同条第 2 項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）による額」を「健康保険法第85条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「入院時

食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準による額」を「同項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改める。

（北海道病院事業条例の一部改正）

第 2 条 北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額及び同法第86条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「（大正11年法律第70号）」を削り、同条第 2 項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「告示第99号」という。）による額」を「健康保険法第85条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準（以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）により算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「告示第99号による額」を「厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

